

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令 の整備及び経過措置に関する省令案の概要について

1 雇用保険法施行規則の改正

(1) 船員雇用促進対策事業費補助金の創設

- ・ 船員保険で実施してきた船員雇用促進対策事業費補助金について、引き続き雇用保険二事業で実施する。

(2) 船員に関する特例

① 特定受給資格者の離職理由の特例

船員保険において特定受給資格者とされていた以下の離職理由について、引き続き雇用保険においても特定受給資格者の離職理由とする。

- ・ 船舶に乗船すべき場所の変更により離職したこと
- ・ 被保険者が乗船する船舶の国籍喪失に伴い離職したこと
- ・ 予備船員である期間が引き続き3か月以上となったこと 等

② 雇用保険二事業の特例

雇用保険二事業の助成対象に船員を雇用する事業主等を対象とする。

2 施行日

平成22年1月1日